

## 十文字学園女子大学

### 「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」 Ver. 1

#### I. はじめに

政府及び東京都と埼玉県の緊急事態宣言解除を受け6月1日より大学入構禁止措置を解除し、学生宛てにはホームページ等にて「緊急事態宣言解除後の授業及び課外活動の方針と学内施設利用上の注意点について」（5月29日付）として本学の方針と注意事項を通知しました。

新型コロナウイルス感染症の収束はまだ見通せない状況ですが、一方でこの新たな感染症と共生していく「新しい生活様式」の必要性も提言されています。こうした状況の下、大学においては、可能な限り感染及び感染拡大のリスクを低減させながら、教育・研究・社会貢献活動を継続していく柔軟な対応が求められています。

この度、文部科学省「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）令和2年6月5日付」の通知を受け、警戒レベルに応じてこれまで本学にて対応してきた行動計画を整理し、十文字学園女子大学「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」としてまとめましたのでお知らせします。

#### II. 大学の行動方針

本学における教育・研究活動の実施にあたっては、文部科学省通知「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(2020.5.22)、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項等について（周知）」(2020.5.15)及び、「業種別ガイドライン」(2020.5.14)に準拠し、また、「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&Aの送付について」(2020.5.13)を参考に、以下の通り感染症防止対策に取り組みます。

- (1) 三密（密閉空間、密集場所、密接場面）を回避して感染症対策に取り組みます。
- (2) 感染症が収束するまで遠隔授業を継続し、その間も教育の質の保証を維持します。
- (3) 警戒レベルの応じた行動基準を明示し、柔軟な対応を取っていきます。

### Ⅲ. 警戒レベルと行動基準について

#### 【警戒レベルと行動基準】

レベル	判断基準	登校可否	授業形態			課外活動	施設		職員出勤
			講義科目	演習・実験 実習科目	学外実習		利用可能施設	学内食堂	
レベル3	緊急事態宣言が発令されている状態 (都ロードマップ Step0相当)	登校不可	遠隔授業 (同時双方向型・オンデマンド型)	遠隔授業 (同時双方向型・オンデマンド型)	実施中止 学内実習等への代替	サークル 中止	利用不可	営業中止	在宅勤務 (必要な場合は時差出勤・シフト勤務)
レベル2	緊急事態宣言は出していないが、アラート発令や自粛要請などがある状態 (都ロードマップ Step1・2相当)	一部登校可	遠隔授業 (同時双方向型・オンデマンド型)	遠隔授業 (同時双方向型・オンデマンド型)  面接授業 (個別指導)	実習先施設との調整・変更検討  困難な場合は、学内実習等への代替	サークル 自粛	一部開放 (図書館・PC演習室・カフェテリア・学生食堂学生ホール他) 入構チェック	営業開始 (弁当販売等のみ)	時差出勤・シフト勤務あり
レベル1	自粛要請は出していないが、感染への注意が必要な状態 (都ロードマップ Step2・3相当)	分散登校可	ライブ配信型 (遠隔授業＋面接授業)	面接授業 (クラス分け)とオンデマンド型、またはライブ配信型併用	受入実習先施設との調整の上実施	サークル 活動可	全面開放 入構チェック	営業開始 (弁当販売等のみ)	通常勤務
レベル0	平常時・危険がない状態	登校可	面接授業	面接授業	実施	サークル 活動可	全面開放	通常営業	通常勤務

#### 1. 警戒レベル3（緊急事態宣言が発令されている状態）

##### (1) 授業形態について

- ・原則すべての授業を遠隔授業で実施します。
- ・遠隔授業が難しい授業（演習・実験・実習・実技等）は、開講時期や教育方法の見直しを行います。
- ・学外実習は、実施中止とします。学内実習等への代替を検討します。

##### (2) 課外活動について

- ・サークル活動は中止とします。

##### (3) 入構と施設利用について

- ・入構禁止として、学内施設は利用不可とします。
- ・学生食堂および学内売店を営業禁止とします。

##### (4) 教職員の出勤について

- ・原則在宅勤務とします。但し、出勤が必要な場合は、時差出勤及びシフト勤務により感染防

止に努めます。

- ・授業および会議打合せ等はオンラインを最大限に活用します。

## 2. 警戒レベル2（緊急事態宣言は発令されていないが、アラート発令や自粛要請等がある状態）

### （1）授業形態について

- ・講義科目は、レベル3に準じ原則遠隔授業で実施します
- ・卒業研究の指導等の個別指導や少人数で実施できるものは、感染防止対策を施しながら面接授業を行います。
- ・学外実習は、実習先施設との調整・変更を検討します。困難な場合は、学内実習等への代替を検討します。

### （2）課外活動について

- ・サークル活動は自粛とします。
- ・感染防止策責任者として、学内指導者（監督、コーチ等）の指導を条件に活動を許可します。
- ・対外試合、合同練習、公式戦やそれに類するもの（主催が本学ではない）は顧問及び学内指導者と協議の上、参加可否を判断します。なお、合宿は自粛とします。
- ・活動の際は、日時、場所、参加予定者名を事前に学生支援課まで届け出ることとします。

### （3）入構と施設利用について

- ・学内施設は開放します。利用にあたっては、感染防止策を徹底します。
- ・入構チェックを行います。
- ・学生食堂は感染症対策を講じて弁当販売等の営業を許可します。
- ・学内売店は感染症対策を講じて営業します。

### （4）教職員の勤務について

- ・教員の遠隔授業実施にあたっての在宅勤務を許可します。
- ・時差出勤及びシフト勤務を許可します。
- ・会議打合せ等はオンラインを最大限に活用します

## 3. 警戒レベル1（自粛要請等はないが、感染への注意が必要な状態）

### （1）授業形態について

- ・学籍番号の偶奇数等で学生をグループ分けし、週単位毎等で登校可とするグループを指定するなど、三密を回避した授業方法を行います。
- ・ライブ配信型では、授業担当教室で面接授業（登校可グループ）を実施し、同時に同時双方向型の配信を登校不可グループに対して実施します（状況によっては、オンデマンド型も可能とします）。

## (2) 課外活動について

- ・サークル活動可とします。
- ・活動場所は、可能な限り屋外とします。また、熱中症対策も必須とします。
- ・屋内で活動の場合、換気の徹底、人数制限、十分な対人距離確保、短時間の利用とします。
- ・屋内で活動の場合、呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動は禁止とします。
- ・更衣室や部室等を利用する場合は、短時間かつ少人数での利用とします。

## (3) 入構と施設利用について

- ・学内施設は全面開放とします。
- ・入構チェックを行います。
- ・学生食堂は感染症対策を講じて弁当販売等の営業をします。
- ・学内売店は感染症対策を講じて営業します。

## (4) 教職員の出勤について

- ・原則、通常勤務とします。
- ・教員の遠隔授業実施にあたっての在宅勤務を許可します。
- ・会議打合せ等はオンラインを最大限に活用します。

# IV. 感染症予防対策

## 1. 一般的な感染症予防対策（接触・飛沫感染防止策）の徹底

### (1) 体調管理

- ・毎日の検温と体調の確認を習慣とします。発熱や咳、風邪等の症状又は家族や身近な人に感染が疑われる場合は、外出せず自宅療養とします。
- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心掛けます。

### (2) 感染経路を絶つ

- ・飛沫感染を防止するため、マスクの着用と咳エチケットを徹底します。
- ・接触感染を防止するため、石鹸と流水による手洗いを徹底とします。
- ・正門、全校舎の各階に手指のアルコール消毒液を設置します。

### (3) 消毒・清掃

- ・教室施設設備の消毒を徹底します（複数人が触れる場所は適宜消毒を実施）。
- ・教室等のドアは極力常時開放し、人の手が触れる場所を少なくします。

### (4) 三密（密閉空間、密集場所、密接場面）回避の徹底

- ・換気を徹底します（空調と換気を適切に稼働、2箇所以上の窓を開ける等の徹底）。
- ・身体的距離の確保を徹底します。
- ・マスクの着用を徹底します。

## (5) 通学・通勤時のマナー

- ・公共交通機関（電車・バス等）を利用する場合は、可能な限り混雑時間を避け、会話や接触を控える等、飛沫感染と接触感染の防止を徹底します。

## (6) 行動の記録

- ・入構時は学生証、教職員証、及び記帳にて管理します。
- ・万一感染した場合に備え、感染経路が特定できるよう各自での行動記録を励行します。

## 2. 入構時の感染症予防対策

- ・発熱や風邪等の症状が疑われる者の入場は禁止します。
- ・正門にサーモグラフィを設置し、入構者の体温検査を実施します。
- ・入構後は速やかに石鹸と流水による手洗いや、手指のアルコール消毒液等を推進します。
- ・学生・教職員ともに、入退構時に学生証又は教職員証での磁気記録を必須とします。
- ・学内での不要な滞在は避け、授業又は施設利用後は速やかに帰宅します。

## 3. 学生指導・相談時の感染症予防対策

- ・オンライン（Zoom等）を最大限活用し遠隔でのきめ細やかな指導・相談を推進します。
- ・指導・相談を対面での相談を行う場合（卒論指導、就職相談、カウンセリング等々）、マスク着用と必要に応じフェイスシールド等を利用し十分な感染症対策に配慮します。

## 4. 教室・施設設備利用時の感染症予防対策

### (1) 消毒・清掃

- ・机椅子、ドアノブ、スイッチ、手すり、EV ボタン等複数人が触れる場所は適宜消毒します。
- ・教室のドアは極力常時開放し、人の手が触れる場所を少なくします。
- ・授業等で利用する機器備品・用具類等は都度消毒します。
- ・正門及び全校舎の各階に、手指のアルコール消毒液を設置します。

### (2) 三密（密閉空間、密集場所、密接場面）回避の徹底

- ・換気を徹底します（空調と換気を適切に稼働、ドアと窓の2箇所以上を開ける等の徹底）。
- ・身体的距離の確保を徹底します（教室利用時は密にならない座席配置の徹底）。

### (3) コンピュータ演習室、情報センター利用時の感染症予防対策

- ・PCの利用前後は、石鹸と流水による手洗い又は手指の消毒を徹底します。
- ・PC利用後退室する際には、使用キーボードとマウスを備付けのアルコールで消毒します。
- ・座席は、間隔を開けて利用とします。
- ・番号の付与されたPCを利用し、ヘッドフォン（マイク付ヘッドセット）は持参とします。

## 5. 行事・イベント時の感染症予防対策

- ・学内でのイベントについては、政府による「イベント開催制限の段階的緩和の目安」を参考とし、開催可否の判断は、感染症対策が十分取られていることを前提とします。
- ・桐華祭については、規模縮小を前提として、詳細は学生委員会にて検討します。

## 6. 渡航の制限

- ・教職員の渡航については、やむを得ない場合を除き当面禁止とします。
- ・帰国に際しては、2週間の自宅待機とします。

## V. 感染発生時の対応

### 1. 感染発生時及び、濃厚接触者への対応

- ・感染が発生した場合、保健所、都道府県衛生主管部局又は医療機関等の指示に従い対応します。
- ・感染者が学生の場合、健康管理センター又は学生支援課への連絡を必須とします。
- ・感染者が教職員の場合、健康管理センター又は総務部人事課へ必ず連絡をお願いします。
- ・感染者の症状、学内行動履歴、濃厚接触者の状況等の把握に努めます。
- ・濃厚接触者と確定された場合は、14日間出席及び出勤を停止し、健康観察とします。
- ・個人情報を十分配慮した上で、大学ホームページ等でお知らせする場合があります。

### 2. 大学休校又は閉校の検討

- ・感染が発生した場合、保健所、都道府県衛生主管部局又は医療機関等の指示に従い、必要に応じ、休講、一定期間休校又は閉校を検討します。
- ・指示に従い、必要に応じ、感染者の行動区域の消毒を実施します。
- ・休講、休校又は閉校になった場合、大学ホームページ及び学生ポータルサイトで通知します。

### 3. 出席又は出勤停止期間中の取り扱い

- ・学生の出席停止期間の取り扱いは、「履修の手引き」Ⅰ. 学習上の注意点（1）出席欠席、学校感染症の場合に則り、欠席扱いにはなりません。後日、診断書等を教務課又は学生支援課へ提出ください。
- ・教職員の出勤停止期間の取り扱いは、「職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」第23条特別休暇（3）感染症予防に則り、有給扱いとなります。後日、診断書等を人事課へ提出ください。